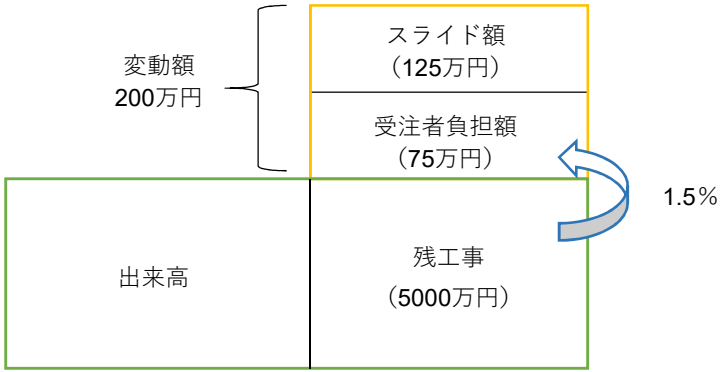



【スライド条項全般について】 Q & A

No.	質 問	回 答
1	スライド条項とは何ですか？	<p>建設工事の契約において、契約締結後の賃金水準または物価水準の変動によって契約金額が不相当となった際に、発注者または受注者が相手方に対して契約金額の変更を請求できることとする制度です。丸亀市の工事請負約款では第25条にその旨が定められています。</p> <p>スライド条項には、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3種類があります。</p>
2	どのような工事がスライド条項の適用対象となりますか？	『 <参考>全体スライド・単品スライド・インフレスライド比較表 』 をご参考ください。
3	受注者負担率とは何ですか？	<p>増額のスライドを行う際に、変動額のうち受注者が負担する割合です。</p> <p>たとえば全体スライドにおいて、残工事費が5000万円、残工事費の変動額が200万円の場合、75万円（5000万円×1.5%）は受注者負担となるため、契約変更によって増額とするスライド額は125万円となります。</p> <p>< 全体スライドの例 ></p>  <p>< 単品スライドの例 ></p> 

<p>4</p>	<p>各スライド条項を併用することはできますか？</p>	<p>併用することができます。 ただし、以下の条件の下で請求可能となります。</p> <p>【全体スライドとインフレスライドを併用する場合】 インフレスライド適用後12か月経過後に全体スライドの請求が可能となります。 なお、全体スライド適用後にインフレスライドの請求をする場合は、期間の条件はありません。</p> <p>【全体スライドと単品スライドを併用する場合】 全体スライドによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライドで反映することは可能です。 その際、全体スライドと単品スライドとを併用した期間においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ①単品スライドの変動前の単価は全体スライド適用日の単価を用いる ②単品スライドに係る受注者負担は求めない <p>こととします。</p> <p>また単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる対象工事費には、全体スライドのスライド額を含むものとします。</p>
----------	------------------------------	---

【単品スライド条項】 Q&A

項目	No.	質 問	回 答	該当マニュアル
対象品 目につ いて	1	スライドの対象となるのは『品目ごとの各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるもの』となっているが、品目の考え方とは？	品目とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の分類によるものです。 その他の主要な工事材料における品目の整理にあたっては受発注者間の個別協議により決定します。 【品目の例】「コンクリート類」、「アスファルト類」など	1-2-2 スライド額の算定の対象とする品目
	2	複数の品目あわせて変動額が工事費総額の1%を超えれば適用対象となりますか？	1品目の増額分が工事費総額の1%を超える場合のみ、適用対象となります。たとえば工事費総額が5000万円、鋼材類による増額が35万円(0.7%)、燃料油による増額が25万円(0.5%)の場合は適用になりません。	
	3	単品スライドの対象となる「主要な工事材料」とはどのようなものですか？	工事の種類や請負代金額中に占める材料費の割合等を考慮して工事ごとに決定します。	
	4	労務単価は単品スライドの対象となりますか？	単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、労務単価は対象となりません。 (全体スライド、インフレスライドは労務単価も対象)	
	5	『請負代金額の100分の1を超える』とあるが、請負代金額はいつ時点の金額で考えるのですか？	部分払い等の出来高部分を除き、精算変更および全体スライド・インフレスライドが実施された後の、単品スライド適用前の最終的な「請負代金額」が対象となります。	
請求につ いて	6	残工期が2か月未満で請求があった場合には、対象外となるのですか？	単品スライドは手続きにかかる期間を考慮し、工期末から2か月以上前に請求を行うこととしています。	1-1 対象工事
	7	残工期が2か月未満であるが、工期延長期が予定されている場合は延期後の工期で考えてよいのですか？	工期延長について受発注者間で協議が整い、変更後の残工期が2か月以上となる場合は対象とします。	
	8	単品スライドの対象となるのは、請求日以降に購入する材料となりますか？	単品スライドは、インフレスライドのような基準日はありません。 請求日に関わらず、工期内に調達した該当の材料が適用対象となります。なお、原則として部分払いにより引渡しをされた材料は対象となりませんが、「出来形部分確認申請書」(様式9)により請求の範囲を対象とすることが要請された場合は、単品スライド条項を適用できます。	6-4 出来形部分確認時の取り扱い
	9	受注者の方からの請求では、請負代金額の1%を超えるが、発注者の算定した変動額が1%を超えない場合はどうなりますか？	発注者の算定した変動額が請負代金の1%を超えない場合は、スライドの対象とはなりません。	

併用について	10	全体スライド・インフレスライドと併用は可能ですか？	全体スライドまたはインフレスライドと、単品スライドの併用は可能です。 単品スライドの変更前金額は、全体スライドまたはインフレスライドの変更を行った設計書の金額を用います。	1-5 全体スライド 条項との併用時の取り扱い
変動後の価格について	11	変更後の価格として採用する「実勢価格」とは何ですか？	実勢価格とは、調査機関が発行する物価資料に掲載されている価格等です。	1-4-1 スライド額 算定方法の考え方
	12	変動後の実勢価格の採用月の考え方は？ 材料によって手配から搬入までに数か月を要する場合は、いつの時点の価格を採用するのですか？	鋼材類は「現場（または工場）搬入月の掲載単価」、燃料油は「購入した月の翌月の掲載価格」、コンクリート類・アスファルト類は「現場搬入月の掲載単価」を採用します。	
	13	変動後の実勢価格と受注者の購入価格に乖離があるが、購入価格で計上できませんか？	実際の購入金額が実勢価格よりも高い場合で、実際の購入金額により価格変動後の金額の算定を行うことを希望する場合は、対象品目と対象材料を発注者に申し出た上で、実際の購入金額が適当な購入金額であると証明する書類として、購入実績を証明する書類に加え、原則として当該地域の市場取引価格が確認できる2社以上の見積りを提出してください。	
間接費について	14	間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）が考慮されないのはなぜですか？	単品スライドは対象となる材料価格の変動のみが請求代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して間接費の変更を行うものではありません。	
受注者負担額(※1)について	15	複数の材料が単品スライドの対象となる場合、スライド額の算定における受注者負担額(※1)（請負代金額の1.0%）はそれぞれの材料の増額分から控除するのですか？	単品スライドの対象となる材料を判断する際には、品目ごとに1.0%を超過することを確認するが、変更額算定にあたっては、受注者負担額(※1)をそれぞれの材料から控除することはありません。 （複数の材料の合計分から請負代金額の1.0%を控除）	1-4-1 スライド額 算定方法の考え方

(※1) 受注者負担額…減額スライドの場合は発注者負担額